

甲種防火管理新規講習の開催について（ご案内）

「一般財団法人 日本防火・防災協会」が、滋賀県内で防火管理講習会を開催されます。

受講を希望される方や講習に関する詳細の問合せは、一般財団法人 日本防火・防災協会のホームページをご確認ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されていますので、受講される皆様には、マスクの持参・着用、手洗い、手指消毒等の感染予防対策にご協力をお願いします。また、発熱や顕著な咳などの症状がある場合は、受講を控えていただきますようお願いいたします。新型コロナウイルス感染症防止対策等により、講習会の内容が変更される場合がありますので、受講者の方は協会ホームページを定期的にご確認ください。

[「一般財団法人日本防火・防災協会」のホームページ](https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec_info/index.html)

https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec_info/index.html

防火管理者が必要な建物とは？

消防法では、学校・病院・社会福祉施設・店舗・集会場・事務所・工場・共同住宅等で、一定人数を超える方が出入り、入所、勤務、居住等する防火対象物の所有者や管理者（管理権原者）は、**防火管理業務を行う防火管理者を選任して、消防機関に届け出なければならない**と定められています。すでに防火管理者を選任されている防火対象物では、人事異動等によって防火管理者が不在とならないように、より多くの方が本講習会を受講されることをお勧めします。

防火管理の重要性

防火管理の目的は、火災を未然に防ぐことと、万が一発生した火災の被害を最小限に防ぐことです。管理権原者は、防火管理者を定め、防火管理業務を適切に行わせなければなりません。過去の火災事例をみても、防火管理者の選任義務があるにもかかわらず防火管理者が不在の事業所や、防火に関する法令に違反した建物で、多数の死傷者が発生しています。防火管理は人の命に係わることで、その重要性を再認識していただき、建物の防火安全に努めてください。